

# 定住自立圏共生ビジョンについて

資料 2 - 3

中心市は、定住自立圏形成協定の締結により形成された定住自立圏全体を対象として、当該定住自立圏の将来像や、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組を記載した「定住自立圏共生ビジョン」を策定し、公表する。

## ビジョンに記載する主要事項及び期間

### ① 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における都市機能の集積状況等を示すとともに、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示。

### ② 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

将来像の実現に向けて、協定に基づき、関係市町村が連携して推進する取組を記載。（取組内容、スケジュール、関係する市町村、根拠となる協定等。）

### ③ ビジョンの期間

期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行う。

## 策定手続き等

### ① 関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組に応じて、以下のような民間や地域の関係者を構成員とし、中心市が開催する「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を経る。

- ・ 医療・福祉・教育・産業振興・地域公共交通等各分野の代表者
- ・ 大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者 等

### ② ①における検討を経て、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について協議。

### ③ 策定後、公表。中心市は近隣市町村、関係都道府県及び総務省にビジョンの写しを送付。

総務省は速やかに関係府省に写しを送付。